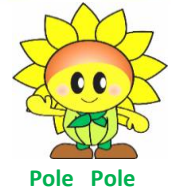




ひまわり



舞鶴市身体障害者福祉センター
舞鶴市障害者生活支援センター

12月4日、5日 第39回舞鶴市障害者文化作品展 560名のご来場ありがとうございました!



会場にいらした方々より、「感動した」というご感想をたくさんいただきました。



東舞鶴高校書道部に依頼し「障害者週間」の文字と活動テーマを書いていただきました。作品の一つとしてホールに展示し多くの方にご観覧いただきました。



12月4日にはMAIスターに参加している就労支援事業所が自慢の自社製品を販売しました。



ジオラマ製作者の説明を多くの来場者が興味深く聞かれていました。

障害者差別解消法ってってますか？

障害者差別解消法は平成28(2016)年4月から施行されています。

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)は、障害のある人が、障害のない人と同じようにサービスの提供等を受けることができるよう、国・都道府県・市町村などの役所や会社や店などの事業者が、障害を理由に「**不当な差別的取り扱い**」をしないこと、社会的な障壁(バリア)を取り除いていくために「**合理的配慮**」を行うことを定めています。

不当な差別的取扱いの禁止とは？

合理的配慮の提供とは？



裏面につづく...



不当な差別的取扱いの例

正当な理由なく、障害を理由として、障害のある人の権利・利益を侵害することは禁止されています。

例1: 視覚障害のある方がイベントへの参加申込みをしたところ、断られた。

例2: 車椅子を利用する人が食堂へ行ったところ、ランチタイムは忙しいため来店不可と言われた。

例3: 物品購入契約の際、障害者手帳を所持している人は、第三者の立ち合いが必要と言われた。

合理的配慮の提供の例

障害のある人から配慮に係る意思の表明があった場合に、行政機関や民間業者は、過重な負担とならない範囲において、必要かつ合理的な配慮を行う義務があります。

例1: 窓口において、視覚障害者のある人に対して、資料の読み上げをする。

例2: 病院の待合で、聴覚障害者のある人に順番がわかるよう、受付番号の表示を行う。

サロンぽーれだより

どなたでもご利用いただけます。

10:00~16:00 日・祝日お休み

日替りで昼食のメニューを取り揃えています(数量限定)。お持ち帰りもできますのでご利用ください。



<ギャラリー>

◇ 1/6 (木) ~ 2/2 (水)
書道展 書道教室利用者合同展
◇ 2/3 (木) ~ 3/2 (水)
陶芸展 陶芸教室利用者合同展



舞鶴市身体障害者相談員・舞鶴市知的障害者相談員のご紹介 ~暮らしの悩み、困ったこと何でもご相談ください~

障害のある人やご家族の相談に対して、同じ当事者の立場から情報や知識の提供を行うのが、身体・知的障害者相談員です。相談に応じ、必要な助言や支援を行います。障害のある人やご家族が、日々の生活で困ったことがあれば、それぞれの相談員へお気軽にご相談ください。

○相談活動

身体障害者相談員

- 毎月5, 15, 25日(いずれも午後)に身体障害者福祉センターにて相談会を実施
* 日・祝日等を除く 場所: 身体障害者福祉センター
 - 電話や訪問による相談受付など
- ※身体障害者相談員自身も障害のある方です。
事前に電話等により相談していただくなど、ご配慮をお願いします。

知的障害者相談員

- 主に在宅や保護者会にて活動
 - 電話や訪問による相談受付など
- このようなご相談があります。
- ◎ こんな時どうしたらいいの?
 - ◎ 誰に相談したらいいのか分からないので、話を聞いてもらいたい。
 - ◎ 子どもの将来が不安で施設や就労に関して聞きたい。

【お問い合わせ】舞鶴市役所

障害福祉・国民年金課 (Tel.66-1033, Fax.62-7957)



○身体障害者相談員 (敬称略)

種別	氏名	住所	電話・FAX
肢体不自由	米田	南田辺	☎75-2734
	三田	引土	☎090-3615-4319
	森下	七日市	☎090-3286-6858
	岡田	円満寺	☎75-0903
聴覚障害	中野	小倉	FAX 64-4303
	富永	伊佐津	FAX 75-5812
視覚障害	清本	天台	☎76-5653
	神田	吉田	☎090-3729-2061
内部障害	有本	下福井	☎75-2902
	横山	浜	☎62-8172

○知的障害者相談員 (敬称略)

氏名	住所	電話
中島	西	☎75-0184
西村	浜	☎64-3913
村尾	公文名	☎76-7754
中村	長浜	☎63-3117

★聞こえの相談日(毎月第4木曜日)

1/27(木)・2/24(木)

13:00 ~ 16:00(要予約)

場所 舞鶴市聴覚言語障害者支援センター

電話 64-3911 FAX64-3912

★身体障害者巡回相談(整形外科)

2/8(火)13:00 ~ 15:00(要予約)

場所 舞鶴市身体障害者福祉センター

連絡先 障害福祉・国民年金課

電話 66-1033 FAX62-7957

★精神保健福祉相談(偶数月第4木曜日)

2/24(木) 14:00 ~ 16:00(要予約)

場所 中丹東保健所

電話 75-0856 FAX76-7897

舞鶴市身体障害者福祉センター 舞鶴市障害者生活支援センター

住所 舞鶴市余部下1183-9

電話 63-3008 65-4100 FAX 62-9546

<ホームページ>

http://www.kyoto-taiyo.or.jp/jigyosyo/maizuru_fukushi_center/

